

仕 様 書

1 名 称

大阪市〇〇選挙用投票用紙

2 種 類

- (1) 一般投票用
- (2) 点字投票用

3 数 量

- (1) 一般投票用 2,013,000 枚 (一万包 : 189 五千包 : 15 五百包 : 96)
- (2) 点字投票用 4,800 枚 (一百包 : 48)

4 納入期限

発注から 17 営業日前後

5 納入場所

大阪市内 24 か所

6 規 格 等

(1) 一般投票用

ア 規 格 縦 128×横 80 (mm)

イ 紙 質 合成紙 (BP コート 110 同等品)

※BP コート 110 以外の用紙を使用する場合は事前に本市の
確認を受けること

ウ 紙 色 〇色

エ 刷 色 文字及び印影 (公印刷込み) 本市指定色 1 色

オ 原 稿 別紙 1 「投票用紙の様式」のとおり

(2) 点字投票用

ア 規 格 縦 106×横 151 (mm)

イ 紙 質 上質紙 110kg

ウ 紙 色 〇色 (一般投票用紙と同色)

エ 刷 色 一般投票用と同様

オ 加 工 用紙の左上に点字で選挙の種類を表示すること。

カ 原 稿 別紙 1 「投票用紙の様式」のとおり

7 校 正

あり

8 包 装 等

(1) 一般投票用

100 枚ごとに合紙を入れ 500 枚ごとに帯封の上、5,000 枚又は 10,000 枚単位で段ボール箱に梱包すること。梱包の際は、万が一带封が解けた際に段ボール箱の隙間から用紙が流出することがないように、箱の底と上面に包装紙を挟むなどの対策を行うこと。

なお、合紙には連番を付すなど、万が一印刷に不備が発見された場合に、同じラインで作成された投票用紙の特定ができるよう対策を行うこと。

また、帯封の貼り目に内容確認の封印をすること。

(2) 点字投票用

100枚ごとで包装し、梱包の際に点字がつぶれないようにすること。

(3) (1)、(2)とも梱包には別紙2に準じて本市の指示する事項を表示すること。

また、これによりがたい場合は本市と協議の上決定すること。

9 作業について

(1) 本用紙の重要性を考慮し、印刷に当たっては漏洩・散逸等のないよう、特に取扱いには十分注意すること。また、試し刷りや印刷・裁断ミスをした用紙であっても取扱いには注意すること。

(2) 印刷の誤りや裁断の誤り等のないよう十分注意するとともに、本用紙との混入を防止するため、試し刷りには別用紙を用いること。また、これらの不良品が納入品中に混入しないよう厳重な検査を行うこと。

投票用紙の不備は選挙のやり直しとなるおそれがあり、多大な損害が生じるので万全を期すこと。

(3) 公印の印影については、公印を押印した資料を提供するが、本目的のみに使用することとし、作業に必要ななくなり次第、速やかに本市へ返還すること。

(4) 刷出及び搬出は本市職員立会いの下で行うこととし、その他の作業についても本市職員が随時立ち会えるようにしておくこと。

(5) 版組から梱包仕上げまでの具体的な作業の日程や時間については、契約後、速やかに作業工程案を提示すること。

(6) 版組から梱包仕上げ、発送準備までは同一施設内で作業を行い、納品前に施設外へ投票用紙を移動させないこと。やむを得ず移動させる必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

(7) 用紙の払出及び次工程への受渡しの際には、作業記録票等により正確に検数すること。

(8) パウダーは計数機や交付機に不具合を生じるので、極力使用しないこと。使用する場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

10 安全の確保について

(1) 作業中は、関係者以外の作業場所への立ち入りを禁止すること。

(2) 本用紙の印刷や保管に当たっては、紛失・盗難等が絶対に発生しないよう、納入までの期間中は専用の保管場所を用意し、ICカードロックシステム等を用いて、部外者はもちろんのこと他部署の社員（営業部門等）の工場内への出入りも責任を持って管理し、安全の保持に万全を期すこと。

(3) 使用後の投票用紙の原版、試し刷り、印刷・裁断ミス及び残余分の用紙は、本市職員の指導の下確実に処分し、絶対に外部に出さないこと。

(4) 印刷の途中でその日の作業を終了する場合は、保管場所の施錠・封印、もしくは印刷機に封印する等、必要に応じた措置をとること。

(5) 用紙の計数確認及び帯かけ作業は、他の作業場所から分離し、混同しないようにすること。

11 納入について

(1) 納入日時及びルートをあらかじめ本市と調整すること。

(2) 配送は、作業場所から大阪市役所を経由した後、3ルートに分かれて行うこととする。

(3) 完成及び梱包検査は、納入当日に作業場所において行うこととし、配送車へ積み込む前に本市職員が立会い検査できるようにすること。

(4) 納入に当たっては、本市行政委員会事務局職員が同行し、受領には区選挙管理委員会事務局職員が立会うこととする。

(5) 納入時には細心の注意を払い、納品物もしくは建造物等に破損等の損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。

12 その他

(1) 本市職員を派遣するため、作業場所が近畿2府4県内に所在すること。★

(2) 本仕様書に関する疑義については、事前に担当者まで確認すること。なお、契約締結後の疑義については、すべて本市の解釈とする。

(3) 本仕様書に明示されていない事象が生じた場合は、本市と協議のうえ定めることとする。ただし、軽微なものについては、本市の指示に従うこと。

(4) 納入の際は、「グリーン配送に係る特記仕様書」によること。

(5) 納品物に不具合が検出された場合は、受注者の責任において代替品と交換すること。

(6) 「特記事項（暴力団等の排除について）」の内容を遵守すること。

(7) 見積りに当たっては本仕様書を十分検討し、配送料等本契約に関する一切の経費を勘案した上、見積りするものとする。

(8) 契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けたときはその内容を記録し、直ちに大阪市行政委員会事務局総務課（連絡先：06 - 6208 - 8571）に報告しなければならない。

別紙1 投票用紙の様式

1. 一般投票用

<small>こうほしゃ しめい</small> 候補者氏名	<small>ちゅう い</small> (注 意) 二 一 候補者でない者の氏名は、欄内に一人書くこと。 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。	選挙種別 ※ 令和○年○月○日執行 大阪市○○選挙投票	大阪市 選挙管理 委員会印
-----------------------------------	--	--	---------------------

(注)
図はイメージです。
見積り時と異なる場
合があります。

2. 点字投票用

墨字の上から点字を記載する。

選挙種別 ※	点字投票	<small>こう ほ しゃ し めい</small> 候補者氏名
令和○年○月○日執行 大阪市○○選挙投票		
大阪市 選挙管理 委員会印	<small>ちゅう い</small> (注 意) 1 <small>こうほ しゃ し めい らんない ひとり か</small> 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 2 <small>こうほ しゃ もの し めい か</small> 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	

※選挙種別及びそれを表示す点字表記は別途指示する。

別紙2

(注)
図はイメージです。
見積り時と異なる場
合があります。

10,000(5,000)枚梱包の表示



100枚(点字用)梱包の表示



グリーン配送に係る特記仕様書

1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車を除く次の各号に定める自動車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

(1) 低公害車

ア 天然ガス自動車

イ 電気自動車

ウ ハイブリッド自動車

エ 車両総重量が3.5トンを超えるLPガス自動車

(2) ガソリン自動車

(3) LPガス自動車（ただし、第1号エに掲げるものを除く。）

(4) ディーゼル自動車

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境管理課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ

電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。